

医薬発 0312 第 2 号
令和 7 年 3 月 12 日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬局長

令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業
の実施について

標記事業について、別紙「令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和7年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱

第1 目的

医療現場における薬剤師の業務については、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な対応が必要であることから、薬剤師免許取得後に医療機関等における実地研修（以下「臨床研修」という。）の充実が求められている。令和3年度から令和5年度に実施された「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」において、臨床研修において実施すべき研修内容や方法を示す「薬剤師臨床研修ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の検討が行われ、令和6年3月にはガイドラインを発売したところであるが、薬剤師臨床研修の指導体制や、薬剤師の生涯にわたるキャリア形成については十分な検討がなされておらず、課題となっている。

本事業では、効果的な薬剤師臨床研修の実施および卒後から一貫した薬剤師の資質向上のため、①薬剤師臨床研修のための指導体制・指導薬剤師の育成等に係る調査検討、②卒後から生涯研修を通じたキャリア形成に係る調査検討を行う。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

- (1) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (3) 医療や薬学教育（薬剤師臨床研修を含む）、薬剤師の自己研鑽による生涯研修等の取組について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 本事業における情報収集、各種調査、薬剤師の臨床研修や専門薬剤師制度の検討が適切に実施できる体制を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

- (1) 事業の実施体制

以下の(2)①及び②について、それぞれの事業実施者である法人が中心となり、実施計画書(任意様式)を策定し、計画に沿って本事業の調査検討を実施すること。

(2) 実施内容

- ① 薬剤師臨床研修のための指導体制・指導薬剤師の育成等に係る調査検討
- 臨床能力を身につけた実践者の育成のための標準的な研修カリキュラムを「薬剤師臨床研修ガイドライン」として公表したところであるが、当該ガイドラインを踏まえた研修を提供する上で、研修施設における指導体制の整備、指導薬剤師の育成が喫緊の課題である。令和6年度の「薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」の成果も踏まえ、持続可能な指導体制整備等の検討を行う。

具体的には、以下の業務について関係者間と調整の上、検討・実施する。

- ・薬剤師臨床研修における指導薬剤師育成に係る講習会の企画・立案
- ・講習会の実施(e-ラーニングを想定)
- ・講習会実施に係る事務
- ・講習会の修了証の発行、受講履歴の管理
- ・将来の持続可能な体制整備の検討 等

- ② 卒後から生涯研修を通じたキャリア形成に係る調査検討

卒後から生涯にわたり一貫した薬剤師の養成体制の構築が求められているが、現状では、複数の関係学会・団体により独自の認定等の仕組みが構築されており、統一的な薬剤師のキャリア形成の道筋が示されていない。医療技術の高度化が進む中、社会から求められる専門性を持った薬剤師の育成がどうあるべきか検討を行う。

具体的には、がん、感染症等の専門性の高い薬剤師の育成に関して、海外の専門性を持った薬剤師の養成に係る制度の調査、認定審査の質の確保に係る第三者評価のあり方や体制整備の検討、薬剤師のキャリア形成プランの中で薬剤師臨床研修から研修認定薬剤師の認定を含め、専門薬剤師の認定制度の創設に向けた調査検討等を行う。

- ①、②いずれも調査検討を行うにあたっては、薬学教育関係、医療者の

臨床研修に見識の深い有識者等により構成される調査検討会をそれぞれ設置し、各分野の有識者から幅広く意見を聴取し、検討を行うこと。

(3) 最終報告書の作成

本事業の実施後、それぞれの事業実施者は、事業の実施計画書及び実施結果、並びに上記(2)①又は②の検討内容を含む最終報告書(任意様式)を作成すること。

2 留意事項について

本事業の実施期間中、厚生労働省医薬局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和7年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (3) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

(別添)

この要綱は、令和7年4月1日より適用する。